

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

1 基準策定の目的

子ども・子育て支援新制度の下、地域型保育事業の認可事務については市の事務となり、その基準は児童福祉法第34条の16第1項の規定により、市が条例で定めることとされていることから、策定するものである。

（参考）本基準の対象となる施設の種類の利用定員

種類		利用定員
小規模保育事業	(A型)	6人以上19人以下
	(B型)	
	(C型)	6人以上10人以下
家庭的保育事業		5人以下
居宅訪問型保育事業		1人
事業所内保育事業	(保育所型事業所内保育事業所)	20人以上
	(小規模型事業所内保育事業所)	19人以下

2 国が示した基準のうち、国の基準に準拠する項目

項目	国の基準
地域型保育事業者共通事項	
連携施設の 設定	○地域型保育事業を実施する場合には、連携施設を確保すること ○乳幼児に集団保育を体験させるための機会を設定すること等
食事の提供	○当該地域型保育事業所内において調理する方法により行わなければならないこと ○調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならないこと等
衛生管理	○乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること等
保育の実施	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ地域型保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供すること等
家庭的保育事業者	
必要な設備	○保育を行う専用の部屋の面積は、9.9㎡以上であること ○衛生的な調理設備及びトイレを設置すること等
必要な職員	○家庭保育者（市長が行う研修（市長が認める研修機関が行う研修を含む）を修了した保育士又は保育士以外の者） ○嘱託医 ○調理員
職員配置	○家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下すること（ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人以下とする。）
小規模保育事業（A型）	
必要な設備	○0～1歳児の保育を実施する場合には、乳児室又はほふく室、調理設備及びトイレを設けること ○乳児室又はほふく室の面積は、0～1歳児1人につき3.3㎡以上であること ○2歳児の保育を実施する場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及びトイレ

	を設けること ○保育室又は遊戯室の面積は、2歳児1人につき、1.98㎡以上であること等
必要な職員	○保育士 ○嘱託医 ○調理員
職員配置	小規模保育事業（A型）を実施する場合の保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、その定める数の合計に1を加えた数とすること ○0歳児 3人につき1人 ○1～2歳児 6人につき1人 ○3歳児 20人につき1人 ○4歳児以上 30人につき1人
小規模保育事業（B型）	
必要な設備	○0～1歳児の保育を実施する場合には、乳児室又はほふく室、調理設備及びトイレを設けること ○乳児室又はほふく室の面積は、0～1歳児1人につき3.3㎡以上であること ○2歳児の保育を実施する場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及びトイレを設けること ○保育室又は遊戯室の面積は、2歳児1人につき、1.98㎡以上であること等
必要な職員	○保育士（+保育従事者） ○嘱託医 ○調理員
職員配置	小規模保育事業（B型）を実施する場合の保育士（保育従事者）の数は、次に掲げる区分に応じ、その定める数の合計に1を加えた数とし、そのうち半数以上は保育士とすること ○0歳児 3人につき1人 ○1～2歳児 6人につき1人 ○3歳児 20人につき1人 ○4歳児以上 30人につき1人
小規模保育事業（C型）	
必要な設備	○0～1歳児の保育を実施する場合には、乳児室又はほふく室、調理設備及びトイレを設けること ○乳児室又はほふく室の面積は、0～1歳児1人につき3.3㎡以上であること ○2歳児の保育を実施する場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及びトイレを設けること ○保育室又は遊戯室の面積は、2歳児1人につき、3.3㎡以上であること等
必要な職員	○家庭的保育者（+家庭的保育補助者） ○嘱託医 ○調理員
職員配置	○家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とすること（ただし家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人以下とする。）
居宅訪問型保育事業	
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする ○障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育等
職員	○居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする

設備及び備品	○居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない
--------	--

事業所内保育事業共通事項

利用定員 以下の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、当該事業所の事業主が雇用する従業員の乳幼児等以外の乳幼児（地域枠乳幼児）の定員枠を同表の右欄の数以上を設けること

利用定員数	地域枠乳幼児
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

利用定員20名以上の保育所型事業所内保育事業を実施する場合

必要な職員	○保育士 ○嘱託医 ○調理員
職員配置	○0歳児 3人につき1人 ○1～2歳児 6人につき1人 ○3歳児 20人につき1人 ○4歳児以上 30人につき1人

利用定員19名以下の小規模型事業所内保育事業を実施する場合

必要な設備	○0～1歳児の保育を実施する場合には、乳児室又はほふく室、調理設備及びトイレを設けること ○乳児室又はほふく室の面積は、0～1歳児1人につき3.3㎡以上であること ○2歳児の保育を実施する場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及びトイレを設けること ○保育室又は遊戯室の面積は、2歳児1人につき、1.98㎡以上であること等
必要な職員	○保育士（+保育従事者） ○嘱託医 ○調理員
職員配置	小規模型事業所内保育事業を実施する場合の保育士（保育従事者）の数は、次に掲げる区分に応じ、その定める数の合計に1を加えた数とし、そのうち半数以上は保育士とすること ○0歳児 3人につき1人 ○1～2歳児 6人につき1人 ○3歳児 20人につき1人 ○4歳児以上 30人につき1人

3 国が示した基準のうち、市が独自に追加する項目

項目	国の基準	本市の基準案
地域型保育事業者共通事項		
設置者の責務	○地域社会との交流及び連携を図り、乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該地域型保育事業の運営の内容を適切に説明するよう努めること等	○川口市暴力団排除条例の基本理念に則り、地域型保育事業の実施により暴力団を利することとならないよう努めるとともに、本市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めること
建物設備（耐震関係）	規定なし	以下の項目を独自に追加 ○昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であること または ○耐震診断又は耐震補強工事により、耐震性を有していることが確認された建物であること
建物設備	【1階の場合】 規定なし	以下の項目を独自に追加 ○通常利用する出入口以外に避難用の出入口を設けること
利用定員20名以上の保育所型事業所内保育事業を実施する場合		
必要な設備	○0～1歳児の保育を実施する場合には、乳児室又はほふく室、調理設備及びトイレを設けること ○乳児室の面積は、0～1歳児1人につき 1. 6.5㎡以上であること ○ほふく室の面積は、0～1歳児1人につき 3. 3㎡以上であること ○2歳児の保育を実施する場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及びトイレを設けること ○保育室又は遊戯室の面積は、2歳児1人につき、1. 98㎡以上であること等	○乳児室の必要面積をほふく室と同様に3. 3㎡以上とする その他は国の基準のとおり